



府消委第70号

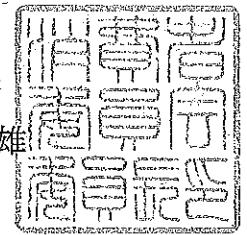
平成23年3月23日

内閣総理大臣

菅 直人 殿

消費者委員会

委員長 松本 恒雄



答 申 書

平成22年11月4日付け消食表第384号をもって諮問のあった加工食品品質表示基準の改正については下記のとおり答申します。

記

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律175号）第19条の13第1項に基づき、加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）別表2に、主な原材料の原産地表示を義務づける加工食品として「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を追加すること。」とした改正の案について、その案のとおり改正することが適当である。

## 加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）一部改正（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係) 1～7 (略)</p> <p><u>8</u> <u>黒糖及び黒糖加工品</u></p> <p><u>9</u> こんにゃく</p> <p><u>10</u> 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>11</u> ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>12</u> 表面をあぶった食肉</p> <p><u>13</u> フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>14</u> 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）</p> <p><u>15</u> 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）</p> <p><u>16</u> 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類</p> <p><u>17</u> 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>18</u> <u>こんぶ巻</u></p> <p><u>19</u> ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>20</u> 表面をあぶった魚介類</p> <p><u>21</u> フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>22</u> 4又は<u>14</u>に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）</p>	<p>(加工食品の義務表示事項) 第3条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 別表2に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>別表2 (第3条関係) 1～7 (略)</p> <p><u>8</u> こんにゃく</p> <p><u>9</u> 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>10</u> ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>11</u> 表面をあぶった食肉</p> <p><u>12</u> フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>13</u> 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）</p> <p><u>14</u> 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）</p> <p><u>15</u> 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類</p> <p><u>16</u> 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>17</u> ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>18</u> 表面をあぶった魚介類</p> <p><u>19</u> フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）</p> <p><u>20</u> 4又は<u>13</u>に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）</p>